

(証券コード4732)  
平成20年6月3日

株主の皆様へ

愛知県東海市新宝町507番地の20  
**株式会社 ユー・エス・エス**  
代表取締役社長 安藤之弘

## 第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付いただくか、当社の指定するインターネットウェブサイト等にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により、平成20年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合の手続きの詳細につきましては、後記「電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合のお手続きについて」（60頁から61頁まで）をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月25日（水曜日）午前11時
2. 場 所 愛知県東海市新宝町507番地の20

当社本社（当社名古屋会場）

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第28期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第28期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金処分の件

**第2号議案** 取締役18名選任の件

以上

- 
1. 受付開始時刻は午前10時とさせていただきます。
  2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
  3. 電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、60頁の「電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合のお手続きについて」および61頁の「システム環境等」をお読みくださいますようお願い申し上げます。
  4. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ussnet.co.jp>）に掲載させていただきますのでご確認くださいようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

[平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで]

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や設備投資の増加、雇用情勢の改善などにより景気は緩やかな回復基調にありましたが、年度後半からは、サブプライム住宅ローン問題を背景とするアメリカ経済の減速や金融資本市場の変動により企業収益が弱含みになるとともに、個人消費は回復に至らず、国内自動車販売は、前期と比較して新車登録台数が5.3%減、中古車登録台数が6.0%減と低調に推移いたしました。

オートオークション業界は、出品台数は849万台（前期比0.8%増）と微増に留まりましたが、中古自動車の輸出需要が増加したことなどにより、成約台数は476万台（前期比3.8%増）、成約率は56.0%（前期実績54.4%）となりました。

このような経営環境のなかでU S Sグループは、オークション会場の新規開設や既存会場のオークション処理能力増強に努め、出品台数は292万台（前期比2.8%増）、成約台数は167万台（前期比8.4%増）、成約率は57.2%（前期実績54.3%）と業界水準を上回る成長を達成し、業界シェアは34.3%（前期実績33.7%）に拡大することができました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は69,801百万円（前期比8.1%増）、営業利益は27,200百万円（前期比9.6%増）、経常利益は27,490百万円（前期比8.4%増）となり、当期純利益は15,200百万円（前期比5.6%増）と増収増益を達成することができました。

当連結会計年度の事業の種類別セグメントの概況は、次のとおりであります。

#### オートオークション事業

当連結会計年度のオートオークション事業における主な施策は以下のとおりであります。

- ① 当社として未進出の地域であった甲信越地区の営業基盤を強化するため、平成19年4月に新潟会場（新潟県見附市）を開設いたしました。
- ② 既存オークション会場の処理能力を増強するため、東京会場においてオートオークション業界初の同時に10台をオークションにかける「同時10レーンシステム」を導入するとともに、出品車両用ストックヤードを拡張したほか、名古屋会場、札幌会場においても出品車両用ストックヤードを拡張いたしました。
- ③ インターネットを介してオートオークションをリアルタイムに中継し、会員はパソコン端末を介して応札できる「U S Sインターネットライブ」について、U S Sグループ全会場のほか、U S Sグループ以外の11会場と業務提携し、会員の利便性向上ならびに取扱台数、会員数の増加に努めました。

これらの営業努力により、オートオークション事業は、売上高51,953百万円（前期比8.9%増）、営業利益26,167百万円（前期比8.2%増）となりました。

#### 中古自動車等買取販売事業

当連結会計年度の中古自動車等買取販売事業における主な施策は以下のとおりであります。

- ① 中古自動車買取専門店「ラビット」は、営業エリア拡大に向けて新規に直営店を3店舗出店したほか、コスト削減と効果的なブランド力向上を目的とした広告宣伝戦略を実施いたしました。  
しかしながら、中古自動車買取市場における競争環境が激化したため買取台数が減少したことなどにより、減収増益となりました。
- ② 株式会社ワールド自動車による事故現状車買取販売事業は、台当たり利益を重視した営業活動を行った結果、買取台数は減少いたしました。台当たり利益が改善し増収増益となりました。

この結果、中古自動車等買取販売事業は、売上高12,590百万円（前期比2.3%減）、営業利益358百万円（前期営業損失17百万円）となりました。

#### その他の事業

その他の事業は、株式会社アビツによる廃自動車等のリサイクル事業、株式会社U S S 東洋による廃ゴムのリサイクル事業であります。

株式会社アビツは、廃自動車等のリサイクル事業から総合リサイクル事業への事業拡大を目指し、取扱品目を増加させるとともに新規取引先の開拓など地道な営業活動により認知度が高まり、売上高を伸ばすことができました。しかしながら、中古自動車輸出需要の増加により、国内における解体車両引取価格が上昇したため仕入費用が増加し、増収減益となりました。

株式会社U S S 東洋は、人工芝向けゴムチップの需要が引き続き堅調であり、増収増益となりました。

この結果、その他の事業は、売上高5,257百万円（前期比32.4%増）、営業利益389百万円（前期比5.5%減）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は8,301百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

区 分	事 業 所 名	設 備 の 内 容
オ ー ト オ ー ク シ ョ ン 事 業	名 古 屋 会 場	出品車両用ストックヤード用地取得
	東 京 会 場	オークションレーンの増設
	新 潟 会 場	オークション会場新設に伴う会場建設

(注) 新潟会場は、当社子会社である株式会社U S S 新潟が運営するオークション会場であります。

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充・改修

区 分	事業所名	設備の内容
オートオークション事業	西東京会場	オークション会場移転に伴う用地取得

(注) 西東京会場は、当社子会社である株式会社ユー・エス・エス東京みずほが運営するオークション会場であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

自動車流通市場は、新車・中古自動車販売ともに厳しい状況が続くものと予想されます。国内における中古自動車流通市場は、使用年数の長期化や中古自動車の輸出需要の増加などにより、品薄な状態が続くと予想され、オートオークションの出品台数への影響が懸念されます。当社としては、このような経営環境を認識し、なお一層の経営基盤の強化に努める所存であります。

オートオークション事業につきましては、引き続き、地域ごとに圧倒的シェアを獲得する「地域一番会場戦略」を掲げ、会場ごとに取扱台数や会員数の増加に向けた営業活動を強化してまいります。

また、関東地区において、出品車両用ストックヤードが手狭になっていた流通会場を埼玉県越谷市から千葉県野田市（旧R-東京会場跡地）に移転し、出品台数の強化を図ります。

衛星回線やインターネット回線を介してオートオークションに参加できる「USSグローブネットワーク」や「USSインターネットライブ」についても、さらに利用しやすい環境を整備し、成約率の向上や会員数の増加を目指します。

これらの営業努力を行い、平成21年3月期の年間出品台数は301万台を計画しております。

中古自動車等買取販売事業につきましては、会社分割により株式会社カークエストのラビット事業を事故現状車買取販売事業の株式会社ワールド自動車と統合させ、シナジー効果を発揮できる体制にいたします。

その他の事業につきましては、廃自動車等のリサイクル事業の株式会社アビジは、新規取引先の開拓を進めることにより、解体車両のみならず、家電、OA機器、自動販売機などの取扱量をさらに増加させ、総合リサイクル事業として収益の拡大を目指します。

以上により、平成21年3月期の連結業績予想は、売上高72,700百万円（前期比4.2%増）、営業利益28,300百万円（前期比4.0%増）、経常利益28,500百万円（前期比3.7%増）、当期純利益15,750百万円（前期比3.6%増）を見込んでおります。

平成21年3月期までの中期経営計画である「Project343」（年間出品台数300万台、業界シェア40%、連結経常利益300億円）の進捗状況につきましては、平成21年3月期の計画として年間出品台数は301万台といたしましたが、業界シェアは35%、連結経常利益は285億円といたしました。したがって、平成21年3月期に「Project343」を達成することは困難な状況ではありますが、USSグループが「Project343」の下で実施している様々な施策は、継続的に企業価値を高めており、今後も「Project343」達成を継続的な目標に掲げ、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様には、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 24 期 (平成16年 3 月期)	第 25 期 (平成17年 3 月期)	第 26 期 (平成18年 3 月期)	第 27 期 (平成19年 3 月期)	第 28 期 (平成20年 3 月期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	42,425	50,484	60,243	64,568	69,801
経 常 利 益(百万円)	18,207	21,096	23,544	25,360	27,490
当 期 純 利 益(百万円)	8,907	11,814	13,203	14,390	15,200
1 株 当 当 期 純 利 益(円)	300	377	407	447	475
総 資 産(百万円)	92,538	115,704	131,908	146,172	150,737
純 資 産(百万円)	67,497	84,877	97,391	105,988	117,577
1 株 当 当 期 純 資 産 額(円)	2,189	2,652	3,008	3,287	3,657

(注) 第27期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

### ② 事業セグメント別財産および損益の状況

事業セグメント	区 分	第 24 期 (平成16年 3 月期)	第 25 期 (平成17年 3 月期)	第 26 期 (平成18年 3 月期)	第 27 期 (平成19年 3 月期)	第 28 期 (平成20年 3 月期) (当連結会計年度)
オートオークション事業	売 上 高(百万円)	32,397	36,840	44,271	47,707	51,953
	営 業 利 益(百万円)	18,319	20,704	22,675	24,175	26,167
	総 資 産(百万円)	89,795	111,120	124,498	139,511	142,260
中古自動車等 買取販売事業	売 上 高(百万円)	10,028	13,119	13,516	12,888	12,590
	営 業 利 益 (営業損失)(百万円)	( 306)	( 50)	160	( 17)	358
	総 資 産(百万円)	2,756	3,839	4,112	3,858	5,601
その他の事業	売 上 高(百万円)	—	524	2,454	3,972	5,257
	営 業 利 益 (営業損失)(百万円)	—	( 19)	6	412	389
	総 資 産(百万円)	—	1,792	4,548	4,739	4,711

(注) その他の事業は、第25期については、株式会社アビジによる廃自動車等のリサイクル事業であり第26期以降は株式会社アビジによる廃自動車等のリサイクル事業および株式会社U S S 東洋の廃ゴムのリサイクル事業であります。

## (6) 他の会社の株式の取得の状況

- ① 当社は、前連結会計年度の末日において関連会社でありました株式会社U S S 藤岡（平成19年4月3日付で株式会社藤岡インター・オートオークションより商号変更）について、同社が平成19年4月3日に開催した臨時株主総会ならびに同日開催の取締役会にて決議した第三者割当増資を引受けたことにより、平成19年4月9日付で出資比率51.1%の子会社といたしました。
- ② 当社は、前連結会計年度の末日において出資比率84.8%の子会社でありました株式会社カークエストについて、平成19年10月16日付で当社と同社株主との間で締結した株式譲渡契約に基づき、同日付で完全子会社といたしました。
- ③ 当社は、前連結会計年度の末日において出資比率91.5%の子会社でありました株式会社ワールド自動車について、平成19年10月16日付で当社と同社株主との間で締結した株式譲渡契約に基づき、同日付で完全子会社といたしました。

## (7) 重要な子会社の状況（平成20年3月31日現在）

連結子会社は17社、持分法適用会社は該当ありません。

なお、関連会社であるUG Powers 株式会社および株式会社インフォキャリーは、事業における影響および金額的重要性が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

重要な子会社の状況は、次のとおりです。

### ① オートオークション事業

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ユー・エス・エス岡山	20百万円	100.0%	中古自動車のオークション運営
株式会社ユー・エス・エス札幌	50百万円	100.0%	同 上
株式会社ユー・エス・エス東京みずほ	200百万円	90.0%	同 上
株式会社ユー・エス・エス群馬	250百万円	100.0%	同 上
株式会社ユー・エス・エス東北	100百万円	100.0%	同 上
株式会社U S S 関西	90百万円	100.0%	同 上
株式会社ユー・エス・エス横浜	50百万円	100.0%	同 上
株式会社U S S 流通オートオークション	11百万円	100.0%	同 上
株式会社U S S 新潟	50百万円	100.0%	同 上
株式会社U S S 北陸	60百万円	100.0%	同 上
株式会社U S S 藤岡	109百万円	51.1%	同 上
株式会社ユー・エス物流	30百万円	100.0%	貨物自動車運送手配およびオークション運営に関わる受託業務
株式会社カークエスト	318百万円	100.0%	インターネットによる中古自動車に関する情報提供
株式会社U S S サポートサービス	45百万円	100.0%	金融サービス他

② 中古自動車等買取販売事業

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社カークエスト	318百万円	100.0%	中古自動車の買取販売
株式会社ワールド自動車	63百万円	100.0%	事故現状車の買取販売

③ その他の事業

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アビツ	270百万円	51.0%	廃自動車等のリサイクル
株式会社USS東洋	100百万円	100.0%	廃ゴムのリサイクル

(8) 主要な事業内容 (平成20年3月31日現在)

中古自動車のオークション運営、中古自動車等買取販売事業およびリサイクル事業



## (9) 主要な拠点等 (平成20年3月31日現在)

	区 分	事業所または会社名	所 在 地	備 考
当 社	オートオークション事業	名古屋会場	愛知県東海市	本店
		R-名古屋会場	愛知県名古屋市	支店
		九州会場	佐賀県鳥栖市	支店
		福岡会場	福岡県筑紫野市	支店
		東京会場	千葉県野田市	支店
		静岡会場	静岡県袋井市	支店
子 会 社	オートオークション事業	岡山会場	岡山県赤磐市	株式会社ユー・エス・エス岡山運営
		札幌会場	北海道江別市	株式会社ユー・エス・エス札幌運営
		西東京会場	東京都西多摩郡瑞穂町	株式会社ユー・エス・エス東京みずほ運営
		群馬会場	群馬県藤岡市	株式会社ユー・エス・エス群馬運営
		東北会場	宮城県柴田郡村田町	株式会社ユー・エス・エス東北運営
		大阪会場	大阪府大阪市	株式会社USS関西運営
		横浜会場	神奈川県横浜市	株式会社ユー・エス・エス横浜運営
		神戸会場	兵庫県神戸市	株式会社USS関西運営
		流通会場	埼玉県越谷市	株式会社USS流通オートオークション運営
		新潟会場	新潟県見附市	株式会社USS新潟運営
		北陸会場	石川県加賀市	株式会社USS北陸運営
		藤岡会場	群馬県藤岡市	株式会社USS藤岡運営
		株式会社ユー・エス物流	愛知県東海市	他国内営業所18拠点
		株式会社カークエスト	東京都中央区	インターネットによる中古自動車に関する情報提供
	株式会社USSサポートサービス	愛知県東海市	金融サービス他	
	中古自動車等 買取販売事業	株式会社カークエスト	東京都中央区	他中古自動車買取専門店「ラビット」直営店18店舗、フランチャイズ店211店舗
		株式会社ワールド自動車	千葉県野田市	他国内営業所34拠点
その他の事業	株式会社アビズ	愛知県名古屋市	廃自動車等のリサイクル工場	
	株式会社USS東洋	群馬県前橋市	廃ゴムのリサイクル工場	

- (注) 1. 前連結会計年度の末日において当社の事業所でありましたUSS-R東京会場(千葉県野田市)は、平成19年4月1日付で東京会場(千葉県野田市)へ統合いたしました。
2. 新潟会場は、平成19年4月25日付で新規開設いたしました。

(10) 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
オートオークション事業	717名（435名）	24名増（35名増）
中古自動車等買取販売事業	335名（32名）	6名増（1名減）
その他の事業	113名（68名）	16名増（42名増）
全社（共通）	41名（1名）	2名増（－）
合計	1,206名（536名）	48名増（76名増）

（注） 使用人数は就業員数であり、パートおよび契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
344名（111名）	4名減（4名増）	31.7歳	5.6年

（注） 使用人数は就業員数であり、パートおよび契約社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先の状況（平成20年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,736百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	313百万円

（注） 1. 株式会社三井住友銀行からの借入額には、シンジケートローンによる借入金（総額1,500百万円）が含まれております。

2. 当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額1,000百万円のコミットメントライン設定契約を株式会社三菱東京UFJ銀行と締結しております。

(12) その他企業集団の現況に関する事項

- ① 当社子会社である株式会社カークレストと株式会社ワールド自動車は、平成20年4月1日付で、株式会社カークレストが中古自動車買取販売事業に関して有する一切の権利義務を株式会社ワールド自動車に承継させる吸収分割を行いました。また、株式会社ワールド自動車は、同日付で商号を株式会社R&Wに変更いたしました。
- ② 当社子会社である株式会社U S S 流通オートオークションは、平成20年5月1日付で本店および事業所を埼玉県越谷市から千葉県野田市に移転いたしました。
- ③ 株式会社ユー・エス・エス東京みずほは、当連結会計年度の末日において当社出資比率90.0%の子会社でありましたが、平成20年4月23日付で同社株主から自己株式10.0%を取得し、同日付で消却したことにより、当社完全子会社となりました。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 32,695,982株（自己株式671,801株を含む）  
 (3) 株主数 8,736名  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
服部 太	3,330千株	10.4%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	2,031千株	6.3%
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社（信託口）	1,487千株	4.6%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	1,399千株	4.4%
ビービーエイチ フォー フィデリティー ロープライス ストック ファンド	1,030千株	3.2%
ジェービー モルガン チェースバンク 380055	1,000千株	3.1%
安藤 之 弘	908千株	2.8%
野村信託銀行株式会社 （退職給付信託三菱東京UFJ銀行口）	840千株	2.6%
株式会社服部モーターズ	720千株	2.2%
瀬田 大	690千株	2.2%

(注) 持株比率は自己株式（671,801株）を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の内容等

名 称		第 3 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成16年6月29日 (第24期定時株主総会)	平成17年6月28日 (第25期定時株主総会)	平成19年8月28日 (取締役会)
新 株 予 約 権 の 数		2,200個	2,650個	714個
新株予約権の目的となる株式の数		普通株式 22,000株 (新株予約権1個当たり10株)	普通株式 26,500株 (新株予約権1個当たり10株)	普通株式 7,140株 (新株予約権1個当たり10株)
新株予約権の払込金額		無償	無償	1個当たり 64,560円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり 93,200円	1個当たり 75,100円	1個当たり 10円
新株予約権の行使期間		平成16年6月30日から 平成20年10月31日まで	平成17年6月29日から 平成21年10月31日まで	平成19年9月15日から 平成44年6月30日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 1	(注) 1	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	保有者数 13名 保有数 2,200個 目的となる株式数 22,000株	保有者数 14名 保有数 2,650個 目的となる株式数 26,500株	保有者数 14名 保有数 714個 目的となる株式数 7,140株
	社 外 取 締 役	—	—	—
	監 査 役	—	—	—

(注) 1. 第3回新株予約権および第4回新株予約権における「新株予約権の主な行使条件」は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社ならびに当社連結子会社の取締役、使用人および顧問のいずれの地位をも有さなくなった場合は、新株予約権割当契約に定める場合を除き、新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使することができない。
- ③ その他新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約で定めるところによる。

2. 第5回新株予約権における「新株予約権の主な行使条件」は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

- ② 上記①に拘らず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合（ただし、(イ)については、組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- (ア) 新株予約権者が平成43年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成43年7月1日から平成44年6月30日まで
- (イ) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
- ③ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

- (2) **当事業年度中に当社使用人ならびに子会社役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容等**  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況 (平成20年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	服 部 太	〔他の法人等の代表状況〕 株式会社ユー・エス・エス東京みずほ 代表取締役会長 株式会社U S S 藤岡 代表取締役会長
代表取締役社長	安 藤 之 弘	最高経営責任者 (CEO) 〔他の法人等の代表状況〕 株式会社ユー・エス・エス東京みずほ 代表取締役社長 株式会社U S S 藤岡 代表取締役社長
代表取締役副会長	田 村 文 彦	九州事業本部長
代表取締役副会長	原 重 雄	東京事業本部長
代表取締役副社長	瀬 田 大	オークション運営本部長兼名古屋事業本部長 〔他の法人等の代表状況〕 株式会社ユー・エス・エス東京みずほ 代表取締役副社長 U G P o w e r s 株式会社 代表取締役社長
取締役副社長	増 田 元 廣	東京事業本部副本部長
取締役副社長	合 野 栄 治	九州事業本部副本部長
専務取締役	三 島 敏 雄	九州事業本部福岡会場担当
常務取締役	山 中 雅 文	統括本部長
常務取締役	池 田 浩 照	システム本部長
常務取締役	赤 瀬 雅 之	オークション運営本部副本部長
取締役	井 之 上 浩 昭	静岡事業本部長
取締役	古 賀 靖 永	九州事業本部九州会場担当
取締役	小 島 良 信	統括本部副本部長兼総務部ゼネラルマネージャー
社外取締役	岡 田 英 雄	株式会社日本工業新聞社 顧問
社外取締役	林 勇	大阪産業大学経営学部 教授
社外取締役	真 殿 達	麗澤大学国際経済学部 教授 株式会社アイジック 代表取締役
社外取締役	佐 藤 浩 史	弁護士 佐藤浩史法律事務所
社外監査役	井 上 幸 彦	(常勤)
社外監査役	武 井 益 良	(常勤) 公認会計士
社外監査役	大 塚 功	税理士

- (注) 1. 担当および他の法人等の代表状況等には、当社の完全子会社を除いたものを記載しております。
2. 株式会社ユー・エス・エス東京みずほは、当連結会計年度の末日において当社出資比率90.0%の子会社であり、当社と同社は、オートオークション事業について競合関係にあります。
3. 株式会社U S S 藤岡は、当社出資比率51.1%の子会社であり、当社と同社は、オートオークション事業について競合関係にあります。
4. 取締役岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏は、社外取締役であります。
5. 監査役井上幸彦、武井益良、大塚 功の各氏は、社外監査役であります。
6. 常勤の監査役武井益良は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役大塚 功は、税理士として企業税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬	株 式 報 酬 型 ストックオプション	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	18名 (4名)	300百万円 (14百万円)	2百万円 (-)	302百万円 (14百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	17百万円 (17百万円)	- (-)	17百万円 (17百万円)
合 計 (うち社外役員)	21名 (7名)	318百万円 (32百万円)	2百万円 (-)	320百万円 (32百万円)

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。
2. 取締役の報酬の額は、平成18年6月28日開催の第26期定時株主総会において年額500百万円以内と決議いただいております。また、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬等の額は、平成19年6月26日開催の第27期定時株主総会において、上記の取締役の報酬の額とは別枠として年額150百万円以内と決議いただいております。したがって、取締役の報酬等の限度額は、合わせて年額650百万円以内となります。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第26期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 株式報酬型ストックオプションは、平成19年8月28日開催の取締役会決議に基づき、平成19年9月14日に取締役14名（社外取締役を除く。）に対して付与したものであり、当事業年度において費用計上した額であります。
5. 上記報酬等の総額には、平成19年6月26日開催の第27期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う切り支給として、取締役14名（社外取締役を除く。）に対して各人の退任時に支払うべき総額543百万円は含まれておりません。



### (3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役および社外監査役の兼任状況（他の会社の業務執行者または社外役員である場合）  
重要と認められる社外取締役および社外監査役の兼任はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	岡 田 英 雄	当事業年度開催の取締役会12回全て（出席率100％）に出席し、必要に応じ、元経営者としての知見に基づき発言を行っております。
取 締 役	林 勇	当事業年度開催の取締役会12回全て（出席率100％）に出席し、必要に応じ、法律学者として専門的見地から発言を行っております。
取 締 役	真 殿 達	当事業年度開催の取締役会12回全て（出席率100％）に出席し、必要に応じ、経済学者として専門的見地から発言を行っております。
取 締 役	佐 藤 浩 史	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回（出席率91.7％）に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	井 上 幸 彦	常勤の監査役としてU S S グループの会計および業務監査を実施するほか、当事業年度開催の監査役会 6 回全て（出席率100％）に出席し、議長を務めております。 また、当事業年度開催の取締役会12回全て（出席率100％）に出席し、必要に応じ、自動車流通業界における経験豊富な元経営者としての知見に基づき発言を行っております。
監 査 役	武 井 益 良	常勤の監査役としてU S S グループの会計および業務監査を実施するほか、当事業年度開催の監査役会 6 回全て（出席率100％）に出席し、適宜、必要な発言を行っております。 また、当事業年度開催の取締役会12回全て（出席率100％）に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	大 塚 功	U S S グループの会計および業務監査を実施するほか、当事業年度開催の監査役会 6 回全て（出席率100％）に出席し、適宜、必要な発言を行っております。 また、当事業年度開催の取締役会12回全て（出席率100％）に出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地から発言を行っております。

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と全ての社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

当事業年度における在任期間	名称	備考
平成19年4月1日から平成19年6月26日まで	アーク監査法人	一時会計監査人
平成19年4月1日から平成19年6月26日まで	みすず監査法人	一時会計監査人
平成19年6月26日から平成20年3月31日まで	あずさ監査法人	会計監査人

(注) 当社の一時会計監査人でありましたみすず監査法人(旧中央青山監査法人)は、平成18年5月10日付で金融庁より平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2ヵ月間、業務停止処分を受けましたことから、平成18年7月1日をもって、当社の会計監査人としての資格を喪失したことにより退任いたしました。これにより当社は、平成18年7月1日開催の監査役会において、アーク監査法人を当社の一時会計監査人として選任し、さらに平成18年8月18日開催の監査役会において、みすず監査法人を平成18年9月1日付で当社の一時会計監査人として追加選任いたしました。

平成19年6月26日開催の第27期定時株主総会において、あずさ監査法人が会計監査人として選任され、現在に至っております。

### (2) 過去2年間の業務停止処分に関する事項

当社の一時会計監査人でありましたみすず監査法人(旧中央青山監査法人)は、平成18年5月10日付で金融庁より平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2ヵ月間、業務停止処分を受けましたことから、平成18年7月1日をもって、当社の会計監査人としての資格を喪失したことにより退任しております。

### (3) 報酬等の額

区 分	名称	金額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	あずさ監査法人	22百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	みすず監査法人	5百万円
	あずさ監査法人	39百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記「当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額」の金額はこれらに基づく合計額を記載しております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (5) 非監査業務の内容

当社は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告に係る内部統制のアドバイザリー業務につきまして、平成19年4月1日から平成19年6月30日まではみず監査法人に対して、平成19年7月2日以降はあずさ監査法人に対して委託しております。

#### (6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、監査役会は会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① U S S グループは、取締役および使用人の企業倫理意識等の向上および法令遵守のため「U S S 行動指針」を含むコンプライアンス・マニュアルを定め、これを徹底するための社内研修等を実施し、具現化を図る。
- ② U S S グループの取締役および使用人への企業倫理意識等の浸透を図るため、これを推進する機関として「リスク・情報管理委員会」を設置したほか、法令遵守に反する行為等を早期に発見し、是正するため内部通報制度「U S S 企業倫理ヘルプライン」を活用する。
- ③ 取締役会の意思決定過程の適正性を確保し、経営の監督機能を強化するため、社外取締役および社外監査役を任用するほか、弁護士等外部専門家を活用する。
- ④ 財務報告の適正性を確保するため、本社集中会計制度を採用、U S S グループの財務情報等を集中的に管理し、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。
- ⑤ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、U S S グループの社内規程等に従い、適正に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- ② 取締役の職務分掌、情報の種類等により責任部署を定め、文書または電磁的媒体に記録し保管する。特に、電磁的情報については、アクセス権限、セキュリティ対応、バック・アップ体制等、情報管理統制を強化する。
- ③ 顧客情報、個人情報、インサイダー情報等法令上一定の管理が求められる情報については、取締役および使用人に対して当該法令で要求される管理方法の周知徹底を図る。
- ④ 各事業所・子会社に「リスク・情報管理責任者」を配置し、U S S グループ内の重要情報が迅速かつ適切に本社統括本部において把握され、必要に応じて担当取締役または取締役会に報告され検討される社内体制を確立し、開示すべき会社情報が開示規則に従い適時、適正に開示される体制を構築し運用する。
- ⑤ 内部監査室は、リスク・情報管理規程および職務分掌に従った管理がなされているか否かをモニタリングし、その状況を担当取締役および監査役（会）に報告するものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク・情報管理委員会を設置し、想定しうる経営戦略、業務運営、コンプライアンス、環境、災害等に係るリスクの発生頻度および発生した場合の大きさの分析、重大なリスクに関する回避または抑制策の検討、発生した場合の指示命令・行動基準等U S Sグループ全体のリスク管理体制の構築を図る。
- ② リスクは、(i) 事業経営上のリスク (ii) 日常的業務プロセスのリスク (iii) クライシス・リスクに大別し、リスク回避と業務の効率化を図る。なお、クライシス・リスクについては、危機管理委員会を設置し対応する。
- ③ 会社が把握し認識している事業経営上のリスクについては、リスク情報として有価証券報告書、決算短信等においてステークホルダーに開示するとともに、取締役会決議等重要な意思決定において十分に斟酌する。
- ④ 各事業所・子会社の「リスク・情報管理責任者」は、必要な情報を迅速かつ適確に本社統括本部またはリスク・情報管理委員会に通報するものとし、内部監査室および監査役は監査の一環としてリスク管理体制をモニタリングするものとする。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期計画、年次予算等のU S Sグループ全体の目標については、使用人を含め目標の浸透を図り、各事業所・子会社が具体的な施策を策定し、目標達成に向け実行する体制を構築する。
- ② 本社統括本部において各事業所・子会社の月次実績を一元管理し、毎月開催される取締役会に報告し、予算・実績対比することにより、各事業所・子会社における効率性、目標達成に対する阻害要因を分析し、実効性ある対策を講ずる。
- ③ 取締役会の諮問機関である戦略委員会において、重要事項について多角的かつ深度ある検討を行い、有効的な業務執行体制の構築を図る。
- ④ 事業規模拡大に対応し、職務執行に携る取締役、執行役員または現場責任者の職務権限、職務分掌を明確化し効率的かつ実効性ある業務運営体制を構築する。
- ⑤ 監査役は、取締役の職務の執行における効率性の過度の追求についてもモニタリングを行う。

### (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 本社統括本部財務部では各事業所・子会社それぞれに担当者を配し、月次財務報告を中心に一元管理と指導を行っている。また、総務・人事については同じく本社統括本部総務部および管理部が、オークション事業については本社オークション運営本部が、情報処理業務については本社システム本部が、オークション事業以外の子会社運営については担当取締役を定め、連携して適正な業務運営の遂行のため管理・指導を行う。
- ② リスク・情報管理委員会を設置し、コンプライアンス・マニュアルをU S Sグループの全使用人に配布するとともに研修を通じて周知徹底を図るほか、外部独立機関を利用した内部通報制度「U S S企業倫理ヘルプライン」によるコンプライアンス意識の浸透を図る。

- ③ 各事業所・子会社におけるコンプライアンスについては、U S S グループの事業規模拡大に対応して効率性を確保しつつコンプライアンス体制の充実を図る。( i ) 就業規則、経理規程その他業務管理規程文書だけでなく ( ii ) 業務処理の多くが依存している情報処理システムにおける情報処理統制を含めた内部統制システムの継続的整備を図る。
- ④ モニタリング体制としては、各事業所・子会社における自主監査報告書の活用やリスク・情報管理委員会の活動のほか、内部監査室および監査役の監査により実効性を確保する。

#### (6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の全てを連結対象とする基本方針のもと、各子会社の自主性を尊重しつつ、U S S グループの一員として企業理念やコンプライアンス意識の共有、労務、人事、経理、資金管理等業務運営の共通化を図る。
- ② 当社の経営方針、経営戦略等と各子会社の方針等との整合性を確保し、各子会社の健全な成長、発展に資するため当社に担当取締役を定め必要な支援と調整を図る。
- ③ 各子会社別に予算管理と月次業績報告により、適切な対策について協議、指導を行うほか、連結子会社を包含する内部統制システムの構築を図る。
- ④ 監査役は、内部監査室および会計監査人と連携し、必要と認めたときは助言、勧告を行う。

#### (7) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① (1)から(6)および(10)のそれぞれの箇所に記載のとおり、連結子会社を含めたU S S グループ全体の内部統制の構築と運用を図る。
- ② 「財務報告の信頼性」目的に関わらず、内部統制の他の目的(「業務の有効性・効率性」、「業務活動に関わる法令等の遵守」および「資産の保全」)にも配慮するものとする。
- ③ 「決算・財務報告プロセスに係る内部統制」は、財務報告に直結し、重要な影響を与えるプロセスであるため、連結子会社についてもできる限りグループ共通の統制となるよう構築する。

#### (8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求められた場合には、必要な監査役スタッフを選任し、監査役業務の補助をさせるものとする。

#### (9) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 前号に定める監査役スタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役、使用人の指揮命令を受けない。

- ② 専任監査役スタッフを置く場合には、その者に対する発令・異動・考課・懲戒については、事前に監査役（会）の同意を得るものとする。

**(10) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社は、各事業所・子会社の財務・経理・総務・人事にわたり本社統括本部（財務部、総務部および管理部）において一元管理を行う体制を採用しており、U S S グループの重要情報は全て統括本部で掌握され、監査役および監査役会に報告される仕組みになっている。
- ② 内部通報制度「U S S 企業倫理ヘルプライン」を設置し、本社統括本部を通じて監査役および監査役会に報告される仕組みになっている。
- ③ 上記①、②の仕組みが円滑かつ効果的に運用される体制を強化する。

**(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役会で定めた「監査役監査基準」および「内部統制システムに係る監査の実施基準」に従い監査を実行するほか、取締役会その他重要会議に出席し、意見を述べる。
- ② 監査役の職務分担を明確にし、効率化を図るとともに監査役会で意思統一を図る。
- ③ 代表取締役、内部監査室および会計監査人と定期的意見交換を行う。

**7. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

**(1) 基本方針の内容**

大規模買付行為（下記(3)②に定義されます。以下同じ。）が行われる場合、当該大規模買付行為が会社の支配権の移転を伴うものであったとしても、資本市場に公開された株式会社である以上、大規模買付者（大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為を行っている者を総称していいます。以下同じ。）に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の大規模買付行為の中には、①大規模買付者による大規模買付行為の目的等からみて、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③当該大規模買付行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断を行うために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や、事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」と総称します。）を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、当該大規模買付者との交渉機会、相当な考慮期間などを会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または当社株主の皆様のご共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

以上の企業買収をめぐる近時の状況に鑑み、当社は、大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付

行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値、ひいては当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図ることが必要であると考えております。

当社は、当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上をこのようにして図ることを妨げる態様で当社株券等についての大規模な買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

## (2) 基本方針実現のための取組み

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社および当社子会社（以下「U S S グループ」といいます。）の事業は、会員制オートオークション事業を中心に中古自動車等買取販売事業、廃自動車等のリサイクル事業から構成されております。

オートオークション事業におきましては、全国18ヵ所に現車オークション会場を展開し、会員企業数はU S S グループ全体で42,751社（平成20年3月31日現在）、年間出品台数292万台（平成20年3月期）、業界シェア34.3%（平成20年3月期）と業界トップの地位を確保しております。

このようにU S S グループがオートオークション業界のリーディングカンパニーとして、会員企業から絶大の支持と信頼をいただいているのは、昭和55年の創業以来、経営理念に「公正な市場の創造」と「会員との共生」を掲げ、常に他社に先駆けて最先端技術を導入したことに加え、業界最高水準の車両検査体制を確立してきたからにほかなりません。

また、当社は、中長期的には、平成21年3月期までの中期経営計画である「Project343」（年間出品台数300万台、業界シェア40%、連結経常利益300億円）達成に向けて、平成20年3月期においては、当社として未進出の地域であった甲信越地区の営業基盤を強化するため、新潟会場（新潟県見附市）を開設いたしました。さらに、既存オークション会場の処理能力を増強するため、東京会場においてオートオークション業界初の同時に10台をオークションにかける「同時10レーンシステム」を導入するとともに、出品車両用ストックヤードを拡張したほか、名古屋会場、札幌会場においても出品車両用ストックヤードを拡張するなど会員の利便性向上のための積極的な設備投資を継続的に行い、オートオークション事業へ重点的に経営資源を投入し、中長期的に企業価値を増大させるべく努めております。

「Project343」の進捗状況につきましては、平成21年3月期の計画として年間出品台数は301万台といたしました。また、業界シェアは35%、連結経常利益は285億円といたしました。したがって、平成21年3月期に「Project343」を達成することは困難な状況であります。U S S グループが「Project343」の下で実施している様々な施策は、継続的に企業価値を高めており、今後も「Project343」達成を継続的な目標に掲げるとともに、U S S グループの経営理念に掲げる基本的な考え方を引き続き実践し、U S S グループと会員企業との長期的な信頼関係を重視した経営を行うことが極めて重要であると考えております。



当社は、平成11年9月名古屋証券取引所第2部に、平成12年12月東京証券取引所、名古屋証券取引所第1部に当社株式を上場して以来、株式分割や単元株式数の変更などの措置を実施することによって、当社の株主層の拡大に努めてまいりました。その結果、平成20年3月末日現在、当社の株主数は8,736名となるとともに、その株主構成につきましても個人株主が大半を占めるに至り、当社株式の流動性は上場当初と比較して大きく向上しております。

当社といたしましては、今後も、当社株式の流動性の向上を図るとともに、安定的な経営を行い、当社の企業価値または当社株主の皆様のご利益の確保・向上を継続的に図ってまいります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### ① 「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」導入の目的・経緯

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、上記(1)記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会（下記(5)に定義されます。以下同じ。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値、ひいては当社株主の皆様のご利益の確保・向上を目的に、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定しました。また、当社は、平成19年6月26日開催の取締役会において、同日開催された当社第27期定時株主総会で選任されました取締役全員の賛成により、平成20年6月開催予定の第28期定時株主総会終結時まで本プランを継続することを決定しました。

本プランの内容につきましては、以下のとおりです。

#### ② 本プランの内容

本プランの適用の対象となる大規模買付行為の定義

次のア. もしくはイ. に該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をしたものを除きます。）またはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランが適用されるものとします。

ア. 当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

イ. 当社が発行者である株券等に関する大規模買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

### ③ 買付説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対して、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守することを誓約する旨が記載され、大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面（以下「買付説明書」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値委員会に提供いたします。

買付説明書には、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。

当社は、大規模買付者から買付説明書の提供があった場合、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

### ④ 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会が買付説明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次のア. からキ. までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを企業価値委員会に対して提供いたします。

なお、企業価値委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断することや、企業価値委員会および当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し、または代替案を当社株主の皆様に対して適切に提示すること（以下「評価等」といいます。）が困難であると判断した場合、当社取締役会は、合理的な期間の提出期限を定めた上で、かかる評価等のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、企業価値委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、速やかにその旨を当社株主の皆様に対して開示いたします。さらに、当社は、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を当社株主の皆様に対して開示いたします。

- ア. 大規模買付者およびそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の概要（具体的名称、資本構成、財務内容ならびに役員の氏名および略歴等を含みます。）
- イ. 大規模買付行為の目的および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます。）
- ウ. 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）

- エ. 買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません。）を含み  
ます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
  - オ. 大規模買付行為の完了後に意図するU S Sグループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、  
資本政策および配当政策その他大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客、工  
場等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
  - カ. 大規模買付者が濫用的買収者（下記⑥に定義されます。以下同じ。）に該当しないことを誓約す  
る旨の書面
  - キ. その他企業価値委員会が合理的に必要と判断し、買付説明書を当社取締役会が受領した日から10  
営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報
- ⑤ 買付説明書または大規模買付情報が提供されないまま大規模買付行為が開始された場合の手続
- 大規模買付者が当社取締役会に対して買付説明書を提出せず、または大規模買付者が当社取締役会に  
対する大規模買付情報の提供を完了させることなく、大規模買付行為が開始された場合、企業価値委員  
会は、当社の企業価値または当社株主の皆様様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置（下記⑬の  
内容によります。以下同じ。）を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事  
情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の  
発動を勧告します。
- ⑥ 企業価値委員会による濫用的買収者の判定
- 企業価値委員会は、当該大規模買付者が濫用的買収者（次のア. からケ. までのいずれかの場合に該  
当することが疑われるに足りる相当な事情があると認められる者を総称していいいます。以下同じ。）に  
該当するか否かを検討します。
- ア. 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社  
関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし  
当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
  - イ. 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業  
経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者ま  
たはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
  - ウ. 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債  
務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
  - エ. 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業  
に当面関係していない不動産、有価証券などの高価資産等を売却等処分させ、その処分利益を  
もって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株  
士の高価売り抜けをする点にある場合

- オ. 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、金額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- カ. 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買収や部分的公開買付けなどに代表される当社株主の皆様への判断の機会または自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合
- キ. 大規模買付者による支配権取得により、当社株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持および向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- ク. 大規模買付者による支配権取得の事実それ自身が、U S Sグループの重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- ケ. 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と直接または間接に関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

⑦ 濫用的買収者であると判定された場合の手続

企業価値委員会は、大規模買付者が濫用的買収者に該当すると認めた場合、企業価値委員会評価期間（下記⑧に定義されます。以下同じ。）の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

⑧ 企業価値委員会評価期間の設定等

企業価値委員会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた次のア. またはイ. の期間（大規模買付情報の提供が完了したと企業価値委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとします。）を、企業価値委員会による評価等のための期間（以下「企業価値委員会評価期間」といいます。）として設定します。なお、かかる企業価値委員会評価期間は、当社の事業内容の評価の困難さや、評価等の難易度などを勘案して設定されたものであり、大規模買付行為は企業価値委員会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

ア. 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60日間（初日不算入）

イ. 上記ア. を除く大規模買付行為が行われる場合：90日間（初日不算入）

企業価値委員会は、企業価値委員会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値または当社株主の皆様への共同の利益の確保・向上の観点から評価等を行うものとします。企業価値委員会が評価等を行うにあたっては、原則として当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得る

ものとしします。

なお、企業価値委員会が企業価値委員会評価期間内に下記⑩記載の勧告を行うに至らないことにつきやむを得ない事情があり、当社取締役会が企業価値委員会評価期間の延長に同意をする場合、企業価値委員会は、必要な範囲内で企業価値委員会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとしします（なお、さらなる期間の延長を行う場合においても同様としします。）。そして、企業価値委員会が企業価値委員会評価期間を延長した場合、当社は、その趣旨を速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

⑨ 企業価値委員会評価期間中に大規模買付行為が開始された場合の手続

企業価値委員会は、大規模買付者が企業価値委員会評価期間中に大規模買付行為を開始したと認めた場合、当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

⑩ 企業価値委員会の勧告手続

ア. 企業価値委員会の勧告

企業価値委員会は、企業価値委員会評価期間内に、次の i から iii までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとしします。

i 企業価値委員会による対抗措置発動の勧告

本プランに別途定める場合のほか、大規模買付者が本プランに定める手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合には、企業価値委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様との共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します（企業価値委員会は、必要と認める場合には、対抗措置の内容を特定し、対抗措置の発動に一定の条件等を付すことができるものとしします。）。

かかる勧告がなされた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、対抗措置の発動の中止その他の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとしします。

ii 企業価値委員会による株主の意思確認の勧告

企業価値委員会における評価等の結果、大規模買付者等から提示されたU S Sグループの事業計画を含む買収提案等や、当社取締役会から提示されたU S Sグループの事業計画等との間に明らかな相違があるとまでは認められない場合などにあつては、対抗措置を発動させることが当社の企業

価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために望ましいか否かの判断が困難であることが通常であると考えられますので、企業価値委員会は、当社取締役会に対して、株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等について当社株主の皆様の意思を確認することを勧告します。かかる勧告が行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して株主総会における当社株主の皆様の意思確認を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、これと異なる内容の再勧告を当社取締役会に対して行うことができます。

### iii 企業価値委員会によるその他の勧告

企業価値委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動その他必要な内容の勧告を随時行うこともできるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記 i および ii に準じるものとします。

### イ. 当社取締役会による企業価値委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報その他の信頼できる客観的な資料や情報に基づき合理的と考えられる分析および検討を行うものとし、当該分析および検討の結果、企業価値委員会の勧告（再勧告を含みます。以下本イ. において同じ。）の前提となった事実の認識に重要かつ不注意な誤りがあると認められる場合や、その勧告の判断過程に明らかに不合理な点があると認められる場合などの特段の事情がある場合を除き、企業価値委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動または株主総会の招集などに関する必要な取締役会決議を行うものとしたします（なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決議する際、場合により、当該対抗措置の内容として、法令等が許す範囲で、企業価値委員会に対して、対抗措置の廃止を含む一定の決定を行う権限を付与することがあります。）。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会の再勧告により、当社取締役会が対抗措置を発動する場合、または新株予約権の割当ての中止や新株予約権の取得を行う場合などにおいては、当社株式に係る株価について変動リスクが生じる場合があります。

## ⑪ 株主の意思確認手続

企業価値委員会から上記⑩ア. ii に定める株主総会における当社株主の皆様の意思確認の勧告がなされた場合であって、当該勧告の日から2ヵ月以内の日を会日とする当社株主総会の招集が当社取締役会において決議されていない場合には、当社取締役会は、法令等および当社定款に従い、臨時株主総会の招集手続を遅滞なく履践するものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動の可否や内容等についての当社株主の皆様ご意思確認のための決議は、株主総会において、議決権を行使することができる当社株主の皆様ご議決権の過半数を有する当社株主の皆様が出席し、出席した当該株主の皆様ご議決権の過半数をもって行われるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置の発動およびその内容について当該株主総会において賛同する旨の決議が得られた場合、当社取締役会は、当該株主総会決議に従い、大規模買付行為に対する対抗措置を発動します。かかる対抗措置の発動に関する決議が当社取締役会において行われた場合、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

なお、企業価値委員会から上記⑩ア. ii に定める株主総会における当社株主の皆様ご意思確認の勧告がなされた場合、大規模買付行為は、当該意思確認の手続が完了するまでの間実行されてはならないものとします。

#### ⑫ 大規模買付情報の変更

当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示をした後、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされた場合には、当社取締役会は、企業価値委員会の勧告に従って、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続を中止し、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為について、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として本プランに基づく手続を改めて適用することができるものとします。

#### ⑬ 対抗措置の具体的内容

当社が発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当てまたは無償発行等によるものとします（以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」といいます。）が、株主総会決議により他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合にはその他の法令等上利用可能な対抗措置が用いられることがあるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i) 本プランに違反をした大規模買付者およびこの者と一定の関係にある者等（以下本⑬において「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件、(ii) 新株予約権者が例外事由該当者にあたるか否かにより異なる対価で当社がその本新株予約権を取得できる旨の条項（例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権についてはこれを当社が当社の普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が所有する本新株予約権については、これを他の財産（場合によりその一部を当社普通株式をもって代えることもできます。）と引換えに取得することができる旨を定めた条項）や、(iii) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨の条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

#### (4) 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更について

本プランの有効期間は、平成21年6月30日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

なお、当社は、取締役の任期を1年としておりますところ、当社は、取締役選任議案には、各取締役候補者の本プランに対する賛否を記載する予定であり、毎年の定時株主総会における取締役選任議案を通じて、本プランの継続、廃止、または変更について、当社株主の皆様のご意向を随時反映させることが可能となっております。

本プランについては、当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討・決議を行います。

また、当社は、当社の企業価値または当社株主の皆様のご利益の確保・向上の観点から、企業価値委員会に対して諮問をした上で、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

#### (5) 企業価値委員会について

当社は、本プランの導入に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の社外取締役の中の3名以上から構成される企業価値委員会（以下「企業価値委員会」といいます。）を設置しました。

当社は、本プランの導入当初における企業価値委員会の委員として、林 勇氏、真殿 達氏および佐藤 浩史氏の3名を選任しております。

企業価値委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

#### (6) 株主および投資家の皆様への影響

##### ① 本プラン導入時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、当社株主の皆様および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

##### ② 本新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、当社の企業価値または当社株主の皆様のご利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置をとることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、当社株主および投資家の皆様（本プランに違反した大規模買付者およびこの者と一定の



関係にある者は除きます。)の権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、上記(3)⑬の規定に従い他の対抗措置を用いることが当社の株主総会において決議された場合には、当該対抗措置の内容次第では、当該対抗措置の発動の結果、当社株主の皆様または投資家の皆様の権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性もないわけではありませんので、この点予めご承知おきください。

なお、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、本新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する本新株予約権の基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使および取得の手続について当社株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

ア. 本新株予約権を行使する場合

当社株主の皆様が本新株予約権を行使することとなる場合、新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に本新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

イ. 本新株予約権を取得する場合

当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得の対象となる本新株予約権を保有する当社株主の皆様は上記ア.の本新株予約権の行使に係る何らかの手続を執ることなく、当社が本新株予約権を取得し、当社株主の皆様は、大規模買付者またはその共同保有者もしくは特別関係者に該当する場合を除き、これと引換えに当社株式の交付を受けることとなります。

## (7) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断および判断に係る理由

### ① 基本方針の実現に資する特別な取組み

「Project343」は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を継続的に図っていくための具体的方策として定められたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

### ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、以下の諸点を考慮し織り込むことにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが、当社の基本方針に沿い、当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### ア. 株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記(3)①記載のとおり、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報および時間を確保し、もって当社の企業価値

または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

また、かかる目的で導入された本プランが遵守されない場合、または本プランが遵守された場合であっても、上記(3)⑦記載のとおり、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社は対抗措置を発動することがありますが、かかる対抗措置は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として発動されるものです。

イ. 事前の開示

当社は、当社株主・投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高め、当社株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

ウ. 株主意思の重視

上記(4)記載のとおり、本プランの有効期間は、平成21年6月30日までとします。

また、上記(4)記載のとおり、当社取締役会は、当社株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、取締役の任期を1年としており、当社は、取締役選任議案には、各取締役候補者の本プランに対する賛否を記載する予定です。したがって、毎年の定時株主総会における取締役選任議案等を通じて、本プランの継続、廃止、または変更について、当社株主の皆様のご意向を随時反映させることが可能となります。

エ. 企業価値委員会の設置

当社取締役会は、上記(5)記載のとおり、本プランに基づく対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するために企業価値委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動等する場合には、企業価値委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

オ. 外部専門家の意見の取得

上記(3)⑧記載のとおり、企業価値委員会が当社取締役会に対する諮問の前提として評価等を行うにあたっては、原則として当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。これにより、当社取締役会に対して勧告を行う企業価値委員会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

カ. デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記(4)記載のとおり、本プランおよび本プランに基づく対抗措置の発動として割り当てられる新株予約権については、当社の株主総会で選任された取締役で構成する取締役会の決議などにより、いつでも、廃止ないしは取得・消却を行うことができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

- 
- (注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。ただし、百分率は小数第2位を四捨五入しております。  
2. 消費税等の会計処理方法については、税抜方式を採用しております。

## 連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>44,655,630</b>	<b>流動負債</b>	<b>27,442,436</b>
現金および預金	26,280,573	オークション借勘定	11,959,835
オークション貸勘定	11,879,459	支払手形および買掛金	643,098
受取手形および売掛金	3,527,620	短期借入金	2,305,920
たな卸資産	1,365,431	未払法人税等	5,919,924
前払費用	225,517	預り金	2,460,572
繰延税金資産	832,767	賞与引当金	506,869
その他の流動資産	619,645	その他の流動負債	3,646,216
貸倒引当金	△ 75,384	<b>固定負債</b>	<b>5,717,511</b>
<b>固定資産</b>	<b>106,081,378</b>	長期借入金	759,000
<b>有形固定資産</b>	<b>94,282,043</b>	長期未払金	543,332
建物および構築物	36,087,398	預り保証金	3,799,044
機械装置および運搬具	1,500,324	退職給付引当金	142,508
器具および備品	4,224,158	役員退職慰労引当金	2,900
土地	52,184,634	再評価に係る繰延税金負債	470,725
建設仮勘定	285,527	<b>負債合計</b>	<b>33,159,948</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>3,269,406</b>	(純資産の部)	
のれん	1,879,394	<b>株主資本</b>	<b>122,024,686</b>
その他の無形固定資産	1,390,012	資本金	18,881,312
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,529,928</b>	資本剰余金	27,992,143
投資有価証券	1,033,346	利益剰余金	80,921,483
長期貸付金	17,573	自己株式	△ 5,770,252
長期前払費用	692,259	評価・換算差額等	△ 4,894,442
投資不動産	1,728,296	その他有価証券評価差額金	83,208
繰延税金資産	749,859	土地再評価差額金	△ 4,977,650
再評価に係る繰延税金資産	3,352,587	新株予約権	2,151
その他の投資その他の資産	1,093,045	少数株主持分	444,665
貸倒引当金	△ 137,041	<b>純資産合計</b>	<b>117,577,061</b>
<b>資産合計</b>	<b>150,737,009</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>150,737,009</b>

## 連結損益計算書

〔平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		69,801,008
売 上 原 価		30,288,989
売 上 総 利 益		39,512,019
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		12,311,277
営 業 利 益		27,200,741
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	18,800	
不 動 産 賃 貸 収 入	172,840	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	195,692	387,333
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	61,796	
不 動 産 賃 貸 原 価	17,397	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	18,095	97,289
経 常 利 益		27,490,785
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	9,111	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	7,764	
そ の 他 の 特 別 利 益	880	17,756
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	166,078	
役 員 退 職 慰 労 金	123,359	
リ ー ス 等 解 約 損	40,257	
そ の 他 特 別 損 失	18,106	347,801
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		27,160,740
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	11,635,134	
法 人 税 等 調 整 額	103,508	11,738,642
少 数 株 主 利 益		221,968
当 期 純 利 益		15,200,128

## 連結株主資本等変動計算書

〔平成19年4月1日から〕  
〔平成20年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成19年3月31日 残高	18,581,613	27,692,443	69,237,340	△5,770,053	109,741,343
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	299,699	299,699	—	—	599,399
剰余金の配当	—	—	△3,515,986	—	△3,515,986
当期純利益	—	—	15,200,128	—	15,200,128
自己株式の取得	—	—	—	△198	△198
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	299,699	299,699	11,684,142	△198	12,283,342
平成20年3月31日 残高	18,881,312	27,992,143	80,921,483	△5,770,252	122,024,686

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
平成19年3月31日 残高	223,310	△4,978,983	△4,755,672	—	1,002,567	105,988,238
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	599,399
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△3,515,986
当期純利益	—	—	—	—	—	15,200,128
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△198
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△140,102	1,332	△138,769	2,151	△557,901	△694,520
連結会計年度中の変動額合計	△140,102	1,332	△138,769	2,151	△557,901	11,588,822
平成20年3月31日 残高	83,208	△4,977,650	△4,894,442	2,151	444,665	117,577,061

## 連結注記表

### I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

17社

子会社についてはすべて連結しており「1. 企業集団の現況に関する事項 (7) 重要な子会社の状況」に記載しております。

株式会社USS藤岡(旧 株式会社藤岡インター・オートオークション)については、当連結会計年度において新たに株式を追加取得し子会社としたことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の関連会社はありません。

株式会社USS藤岡(旧 株式会社藤岡インター・オートオークション)については、当連結会計年度において新たに株式を追加取得したことにより、持分法適用の関連会社から連結子会社としております。

##### (2) 持分法を適用していない関連会社数

2社

株式会社インフォキャリー、UG Powers株式会社であります。

この2社は、事業における影響および金額の重要性が軽微であるため、持分法の適用から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

#### 4. 重要な会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### (イ) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

###### (ロ) たな卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法に基づく原価法(ただし、車両については個別法に基づく原価法、リサイクル事業の部品等については売価還元原価法)

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産および投資不動産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)および(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人

税法に基づく方法に変更しております。

これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が184,142千円、営業利益が191,823千円、経常利益が191,823千円、税金等調整前当期純利益が191,823千円それぞれ減少しております。

(追加情報)

平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が32,329千円、営業利益が34,787千円、経常利益が34,787千円、税金等調整前当期純利益が34,787千円それぞれ減少しております。

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

無形固定資産（ソフトウェア）

### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

貸倒懸念債権および破産更生債権

財務内容評価法

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

(追加情報)

当社および一部の連結子会社は確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年10月より確定拠出年金制度へ移行したため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

なお、この移行に伴う影響額は軽微であります。

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

役員退職慰労引当金

(追加情報)

当社は、従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成19年5月8日開催の当社取締役会において、役員退職慰労金制度を平成19年6月26日開催の第27期定時株主総会終結の日をもって廃止することを決議いたしました。また、平成19年6月26日開催の第27期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴

い、取締役14名（社外取締役を除く。）に対して各人の退任時に同総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金を打切り支給することが決議されました。この結果、役員退職慰労金制度廃止日である平成19年6月26日までの期間に対応する役員退職慰労金（功労加算金を含む）相当額を長期未払金として計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. のれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却しております。

## II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

26,126,110千円  
(減損損失累計額を含む)

投資不動産の減価償却累計額

27,483千円

2. 土地の再評価

当社および一部の連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。当該評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」または「再評価に係る繰延税金負債」として、それぞれ資産の部または負債の部に計上し、これらを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

(ただし、株式会社U S S 東洋は平成13年3月31日)

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価格との差額

△3,943,565千円

3. 国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳の適用に伴い、有形固定資産の取得価額から直接控除している当連結会計年度の圧縮記帳額は土地150,000千円であります。



### Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	32,604,062株	91,920株	一株	32,695,982株

(注) 発行済株式総数の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

イ・平成19年6月26日開催の第27期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	1,596,614千円
・1株当たり配当額	50円00銭
・基準日	平成19年3月31日
・効力発生日	平成19年6月27日

ロ・平成19年11月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	1,919,371千円
・1株当たり配当額	60円00銭
・基準日	平成19年9月30日
・効力発生日	平成19年12月10日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

・配当金の総額	2,722,055千円
・1株当たり配当額	85円00銭
・基準日	平成20年3月31日
・効力発生日	平成20年6月26日
・配当の原資	利益剰余金

#### 3. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
目的となる株式の種類および数	普通株式 192,000株	普通株式 218,000株	普通株式 7,140株
付与日	平成16年6月29日	平成17年6月28日	平成19年9月14日

### Ⅳ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	3,657円55銭
2. 1株当たり当期純利益	475円14銭

**V. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**VI. その他の注記**

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>21,772,463</b>	<b>流動負債</b>	<b>21,218,466</b>
現金および預金	7,979,443	オークション借勘定	7,947,751
オークション貸勘定	7,464,114	買掛金	92,744
売掛金	439,242	短期借入金	4,200,000
商品	122,901	一年内返済予定長期借入金	2,166,000
貯蔵品	28,893	未払金	1,302,074
短期貸付金	4,853,366	未払費用	128,382
繰延税金資産	439,798	未払法人税等	3,380,000
その他の流動資産	457,975	賞与引当金	198,526
貸倒引当金	△ 13,271	その他の流動負債	1,802,987
<b>固定資産</b>	<b>100,077,367</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,002,675</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>43,509,453</b>	長期借入金	335,000
建物	10,424,761	長期未払金	543,332
構築物	3,083,769	預り保証金	2,124,342
車両運搬具	51,866	<b>負債合計</b>	<b>24,221,142</b>
器具および備品	2,733,951	(純資産の部)	
土地	26,956,370	<b>株主資本</b>	<b>102,520,979</b>
建設仮勘定	258,733	資本金	18,881,312
<b>無形固定資産</b>	<b>647,615</b>	資本剰余金	23,583,478
借地権	227,511	資本準備金	23,583,478
ソフトウェア	401,756	利益剰余金	65,826,440
その他の無形固定資産	18,346	利益準備金	370,469
<b>投資その他の資産</b>	<b>55,920,297</b>	その他利益剰余金	65,455,971
投資有価証券	1,026,152	別途積立金	42,705,000
関係会社株式	4,771,821	繰越利益剰余金	22,750,971
長期貸付金	405,532	<b>自己株式</b>	<b>△ 5,770,252</b>
長期前払費用	660,951	評価・換算差額等	△ 4,894,442
積立保険料	127,374	その他有価証券評価差額金	83,208
投資不動産	44,550,745	土地再評価差額金	△ 4,977,650
繰延税金資産	416,788	新株予約権	2,151
再評価に係る繰延税金資産	3,352,587	<b>純資産合計</b>	<b>97,628,688</b>
その他の投資その他の資産	615,671	<b>負債および純資産合計</b>	<b>121,849,830</b>
貸倒引当金	△ 7,328		
<b>資産合計</b>	<b>121,849,830</b>		

## 損 益 計 算 書

〔平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		31,085,619
売 上 原 価		9,632,098
売 上 総 利 益		21,453,520
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		3,981,606
営 業 利 益		17,471,913
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	3,203,009	
不 動 産 賃 貸 収 入	2,326,028	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	123,774	5,652,812
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	100,177	
不 動 産 賃 貸 原 価	1,910,286	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	20,714	2,031,178
経 常 利 益		21,093,547
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,235	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	880	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	639	4,754
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	154,868	
役 員 退 職 慰 労 金	123,359	
そ の 他 の 特 別 損 失	850	279,078
税 引 前 当 期 純 利 益		20,819,223
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	7,275,259	
法 人 税 等 調 整 額	△ 51,853	7,223,406
当 期 純 利 益		13,595,817

## 株主資本等変動計算書

〔平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式			株 主 資 本 合 計
			資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
		別 途 積 立 金			繰 越 利 益 剰 余 金					
平成19年3月31日 残高	18,581,613	23,283,778	370,469	42,705,000	12,671,139	55,746,609	△5,770,053	91,841,947		
当事業年度中の変動額										
新株の発行	299,699	299,699	-	-	-	-	-	599,399		
剰余金の配当	-	-	-	-	△ 3,515,986	△ 3,515,986	-	△ 3,515,986		
当期純利益	-	-	-	-	13,595,817	13,595,817	-	13,595,817		
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△ 198	△ 198		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-		
当事業年度中の変動額合計	299,699	299,699	-	-	10,079,831	10,079,831	△ 198	10,679,031		
平成20年3月31日 残高	18,881,312	23,583,478	370,469	42,705,000	22,750,971	65,826,440	△5,770,252	102,520,979		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成19年3月31日 残高	223,310	△4,978,983	△4,755,672	-	87,086,275
当事業年度中の変動額					
新株の発行	-	-	-	-	599,399
剰余金の配当	-	-	-	-	△ 3,515,986
当期純利益	-	-	-	-	13,595,817
自己株式の取得	-	-	-	-	△ 198
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△140,102	1,332	△ 138,769	2,151	△ 136,618
当事業年度中の変動額合計	△140,102	1,332	△ 138,769	2,151	10,542,413
平成20年3月31日 残高	83,208	△4,977,650	△4,894,442	2,151	97,628,688

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### (イ) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社および関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

##### (ロ) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品

移動平均法に基づく原価法（ただし、車両については個別法に基づく原価法）

貯蔵品

移動平均法に基づく原価法（ただし、車両については個別法に基づく原価法）

#### (2) 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産および投資不動産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

（会計方針の変更）

法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これに伴い、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が58,680千円、営業利益が60,323千円、経常利益が84,212千円、税引前当期純利益が84,212千円それぞれ減少しております。

（追加情報）

平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

これに伴い、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が15,284千円、営業利益が16,801千円、経常利益が16,821千円、税引前当期純利益が16,821千円それぞれ減少しております。

無形固定資産（ソフトウェア）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

貸倒懸念債権および破産更生債権等

財務内容評価法

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(追加情報)

(イ) 退職金制度の移行について

当社は確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年10月より確定拠出年金制度及び退職金前払制度へ移行したため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

なお、この移行に伴う影響額は軽微であります。

(ロ) 役員退職慰労金制度の廃止について

当社は、従来、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成19年5月8日開催の当社取締役会において、役員退職慰労金制度を平成19年6月26日開催の第27期定時株主総会終結の日をもって廃止することを決議いたしました。また、平成19年6月26日開催の第27期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役14名（社外取締役を除く。）に対して各人の退任時に同総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することが決議されました。この結果、役員退職慰労金制度廃止日である平成19年6月26日までの期間に対応する役員退職慰労金（功労加算金を含む）相当額を長期未払金として計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理をしております。

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

12,941,005千円

投資不動産の減価償却累計額

5,875,169千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権

5,386,983千円

長期金銭債権

405,532千円

短期金銭債務

5,097,087千円

(3) 第22期（平成14年3月期）において「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金資産」を投資その他の資産に、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿残高との差額は△3,430,725千円であります。

(4) 国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳の適用に伴い、投資不動産（土地）の取得価額から直接控除している当事業年度の圧縮記帳額は150,000千円であります。

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,015,532千円
営業費用	2,284,821千円
営業取引以外の取引高	2,350,514千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

株式の種類	前事業年度末の株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	671,773株	28株	一株	671,801株

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加	28株
-----------------	-----

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生のおもな原因別の内訳

流動資産

繰延税金資産

① 賞与引当金否認	79,898千円
② 未払事業税否認	292,629千円
③ 未払金否認	64,912千円
④ 未払事業所税否認	1,915千円
⑤ その他	442千円
繰延税金資産合計	439,798千円

固定資産

繰延税金資産

① 長期未払金否認	218,669千円
② 建物等有姿除却損否認	83,126千円
③ 少額減価償却資産償却限度超過額	25,972千円
④ その他有価証券評価差額金	△ 56,043千円
⑤ 投資有価証券評価減自己否認額	99,048千円
⑥ その他	46,014千円
繰延税金資産合計	416,788千円

### 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	1,919,676千円
(2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	1,366,500千円
(3) 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	553,175千円



7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員および個人主要株主等

(単位：台、千円)

役員および会社の内容				議決権等の所有割合	関係内容		取引内容	台数	取引金額	科目	期末残高		
会社名または個人名	住所	資本金	事業の内容または職業		議決権等の所有状況	役員の兼務等						事業上の関係	
株式会社服部モーターズ	愛知県東海市	50,000	自動車販売・修理業	当社代表取締役および主要株主である服部太が100%を直接所有	2.2%	なし	オークション取引	営業取引	オークション出品	17,771	148,942	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	1,892 (一)
									オークション成約	8,084	74,016		
									オークション落札	1,065	9,970		
									その他	—	12		
									合計		232,941		
株式会社グリーンシティ東	愛知県名古屋市東区	20,000	自動車販売・修理業	当社代表取締役および主要株主である服部太が100%を直接所有	—	なし	オークション取引	営業取引	オークション出品	60	120	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	1,231 (一)
									オークション成約	42	387		
									オークション落札	222	2,014		
									その他	—	3		
									合計		2,524		
株式会社昭和	愛知県名古屋市緑区	10,000	自動車販売・リース業	当社代表取締役安藤之弘が99%を直接所有	—	なし	オークション取引	営業取引	オークション出品	2,540	18,078	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	— (1,147)
									オークション成約	792	6,903		
									オークション落札	263	2,333		
									その他	—	—		
									合計		27,314		
メトロ商事有限公司	福岡県福岡市博多区	3,000	自動車販売・修理業	当社代表取締役田村文彦が83%を直接所有	—	なし	オークション取引	営業取引	オークション出品	1,405	6,092	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	— (13)
									オークション成約	622	5,545		
									オークション落札	28	264		
									その他	—	2		
									合計		11,903		
株式会社オートマックス買取サービス	福岡県福岡市博多区	5,000	自動車販売・修理業	当社取締役合野栄治およびその近親者が100%を直接所有	—	なし	オークション取引	営業取引	オークション出品	14,554	94,152	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	— (14)
									オークション成約	5,219	46,653		
									オークション落札	372	2,984		
									その他	—	—		
									合計		143,789		
株式会社オートマックス	福岡県福岡市博多区	100,000	自動車販売・修理業	当社取締役合野栄治およびその近親者が96%を直接所有	—	なし	オークション取引	営業取引	オークション出品	19	190	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	— (一)
									オークション成約	5	52		
									オークション落札	85	1,152		
									その他	—	15		
									合計		1,411		
株式会社流通博多	福岡県福岡市博多区	5,000	自動車販売・修理業	当社取締役合野栄治が73%を直接所有	—	なし	オークション取引	営業取引	オークション出品	13,479	76,467	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	— (477)
									オークション成約	5,344	60,366		
									オークション落札	354	3,214		
									その他	—	—		
									合計		140,048		
株式会社メトコス	福岡県糟谷郡	13,500	自動車販売・修理業	当社取締役三島敏雄およびその近親者が100%を直接所有	—	なし	オークション取引	営業取引	オークション出品	13,380	84,004	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	462 (一)
									オークション成約	4,493	48,051		
									オークション落札	845	8,094		
									その他	—	10		
									合計		140,160		

役員および会社の内容					議決権等 の所有割合	関係内容		取引内容	台数	取引金額	科目	期末残高	
会社名 または個人名	住所	資本金	事業の内容 または職業	議決権等の所有状況		役員の 兼務等	事業上の関係						
株式会社 マスタオート	埼玉県 三郷市	10,000	自動車 販売・ 修理業	当社取締役増田 元廣およびその近 親者が90%を直接 所有	-	なし	オークション 取	営業 取引	オークション出品	7,029	65,556	オークション貸勘定 (オークション借勘定)	-
									オークション成約	3,944	37,974		
									オークション落札	1,216	11,368		
									その他	-	24		
合計									114,923			(2,930)	
株式会社華蓮	愛知県 名古屋市中 村区	10,000	不動産 賃貸業	当社代表取締役および 主要株主である服部 太の長女鳥居加葉が 100%を直接所有	-	なし	土建 賃貸	営業 取引	不動産賃借	-	35,808	その他の流動資 産	2,353

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方式

- (1) オークション取引については、当社オートオークション規則により、一般会員と同様の取引条件によっております。
- (2) 土地建物の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。
2. 上記表中、取引内容欄「その他」は、代行手数料等のその他営業収入を表しております。
3. 上記取引については、消費税抜きの金額で記載しております。

(2) 子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容 または職業	議決権等 の所有割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
子会社	株式会社 ユー・エス・エス群馬	群馬県 藤岡市	250,000	中古自動車の オークション 会場運営	直接100%	4名	なし	資金の借入	1,600,000	短期借入金	1,000,000
								利息の支払	13,139	-	-
子会社	株式会社 USSサポートサービス	愛知県 東海市	45,000	金融サービス業	直接100%	6名	役務の 受入れ	資金の貸付	2,400,000	短期貸付金	2,400,000
								利息の受取	24,079	-	-

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方式

- (1) 株式会社ユー・エス・エス群馬からの借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間を1年としています。なお、担保の提供はしていません。
- (2) 株式会社USSサポートサービスへの貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間を1年としています。なお、担保の設定はしていません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,048円52銭
- (2) 1株当たり当期純利益 424円99銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成20年4月30日

株式会社ユー・エス・エス  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	稲越千束	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮本正司	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	轟芳英	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユー・エス・エスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユー・エス・エス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成20年4月30日

株式会社ユー・エス・エス  
取締役会 御中

#### あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	稲越千束	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮本正司	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	轟芳英	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユー・エス・エスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

当監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針および第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成20年5月2日

株式会社ユー・エス・エス 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	井	上	幸	彦	Ⓜ
常勤監査役（社外監査役）	武	井	益	良	Ⓜ
監査役（社外監査役）	大	塚	功		Ⓜ

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、収益性の向上や財務体質の強化を図りながら、連結業績を加味した利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当該当社基本方針に基づき、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案したうえで、株主の皆様のご支援ご期待にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金85円 配当総額は2,722,055,385円

なお、中間配当金として60円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり145円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役18名選任の件

取締役全員（18名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役18名の選任をお願いするものであります。

なお、各候補者は、平成18年5月16日開催の当社取締役会にて導入が決定された「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」について、引き続き継続することに賛成しております。「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の詳細につきましては、事業報告「7. (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」をご覧ください。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	服部 太 (昭和11年12月1日生)	昭和55年10月 当社取締役副社長 昭和57年7月 当社代表取締役社長 平成18年6月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO） 平成19年6月 当社代表取締役会長（現任） 〔他の法人等の代表状況〕 平成19年4月 株式会社U S S 藤岡代表取締役会長（現任）	3,330,420株
2	安藤 之弘 (昭和21年12月2日生)	昭和57年7月 当社取締役 平成元年11月 当社専務取締役 平成7年6月 当社取締役副社長 平成12年6月 当社取締役副社長名古屋事業本部本部長 平成18年6月 当社代表取締役社長 平成19年6月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）（現任） 〔他の法人等の代表状況〕 平成19年4月 株式会社U S S 藤岡代表取締役社長（現任）	908,300株
3	田村 文彦 (昭和15年11月3日生)	平成元年7月 株式会社ユー・エス・エス九州専務取締役 平成7年3月 当社専務取締役 平成7年6月 当社取締役副社長九州事業本部本部長 平成18年6月 当社代表取締役副会長九州事業本部長（現任）	63,220株
4	原 重雄 (昭和16年4月1日生)	平成5年11月 株式会社ユー・エス・エス東京専務取締役 平成8年1月 当社取締役副社長東京事業本部本部長 平成18年6月 当社代表取締役副会長東京事業本部長（現任）	90,620株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
5	瀬田 大 (昭和41年12月23日生)	平成16年1月 当社執行役員名古屋事業本部副本部長 平成16年6月 当社取締役名古屋事業本部副本部長 平成18年6月 当社代表取締役副社長オークション運営本部長 兼名古屋事業本部長（現任） 〔他の法人等の代表状況〕 平成18年4月 U G P o w e r s 株式会社代表取締役社長（現任）	690,140株
6	増田 元廣 (昭和22年12月27日生)	平成6年6月 株式会社ユー・エス・エス東京取締役 平成7年1月 同社常務取締役 平成8年1月 当社専務取締役 平成13年6月 当社専務取締役東京事業本部副本部長 平成18年6月 当社取締役副社長東京事業本部副本部長（現任）	35,620株
7	合野 栄治 (昭和24年6月6日生)	平成元年7月 株式会社ユー・エス・エス九州常務取締役 平成7年3月 当社常務取締役 平成7年6月 当社専務取締役九州事業本部副本部長 平成13年6月 当社専務執行役員 平成15年6月 当社専務取締役九州事業本部副本部長 平成18年6月 当社取締役副社長九州事業本部副本部長（現任）	132,720株
8	三島 敏雄 (昭和22年1月12日生)	平成元年7月 株式会社ユー・エス・エス九州取締役 平成7年3月 当社取締役 平成8年6月 当社常務取締役九州事業本部営業担当兼車両担当 平成13年6月 当社常務執行役員 平成15年3月 当社専務執行役員 平成18年6月 当社専務取締役九州事業本部福岡会場担当（現任）	122,720株
9	山中 雅文 (昭和29年12月16日生)	平成12年1月 当社統括本部財務部長 平成16年1月 当社執行役員統括本部財務部長 平成16年6月 当社取締役統括本部財務部長 平成18年6月 当社常務取締役統括本部長（現任）	3,140株
10	池田 浩照 (昭和36年5月3日生)	平成13年1月 当社名古屋事業本部業務部長 平成16年1月 当社執行役員名古屋事業本部業務部長 平成16年6月 当社取締役名古屋事業本部業務部長 平成18年6月 当社常務取締役システム本部長（現任）	3,130株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
11	赤瀬 雅之 (昭和37年11月8日生)	平成13年1月 当社名古屋事業本部営業部長 平成16年1月 当社執行役員名古屋事業本部営業部長 平成16年6月 当社取締役名古屋事業本部営業部長 平成18年6月 当社常務取締役オークション運営本部副本部長(現任)	5,010株
12	井之上 浩昭 (昭和35年11月14日生)	平成13年1月 当社名古屋事業本部車両部長 平成16年1月 当社執行役員名古屋事業本部車両部長 平成16年6月 当社取締役名古屋事業本部車両部長 平成17年8月 当社取締役静岡事業本部部長 平成18年6月 当社取締役静岡事業本部部長(現任)	1,840株
13	古賀 靖永 (昭和35年8月24日生)	平成6年8月 株式会社ユー・エス・エス九州営業部長 平成7年3月 当社九州事業本部営業部長 平成16年1月 当社執行役員九州事業本部営業部長 平成16年6月 当社取締役九州事業本部営業部長 平成18年6月 当社取締役九州事業本部九州会場担当(現任)	2,320株
14	小島 良信 (昭和28年8月19日生)	平成13年6月 当社統括本部総務部長 平成18年6月 当社取締役統括本部副本部長兼総務部長 平成19年5月 当社取締役統括本部副本部長兼総務部ゼネラルマネージャー(現任)	1,570株
15	岡田 英雄 (昭和16年2月16日生)	昭和40年8月 株式会社日本工業新聞社入社 平成14年6月 同社常務取締役 平成17年6月 同社顧問(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任)	一株
16	林 勇 (昭和20年12月15日生)	平成12年4月 大阪産業大学経営学部助教授 平成16年4月 同大学経営学部教授(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任)	一株
17	真殿 達 (昭和22年7月28日生)	昭和46年4月 日本輸出入銀行(現国際協力銀行)入行 平成13年4月 同行審議役 平成14年4月 麗澤大学国際経済学部教授(現任) 株式会社アイジック代表取締役(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
18	佐藤浩史 (昭和40年3月21日生)	昭和63年10月 司法試験合格 平成3年4月 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）登録 平成7年4月 佐藤浩史法律事務所開設 現在に至る。 平成18年6月 当社取締役（現任）	一株

- (注) 1. 他の法人等の代表状況には、当社の完全子会社を除いたものを記載しております。
2. 株式会社ユー・エス・エス九州は、平成7年3月に当社と合併いたしました。  
株式会社ユー・エス・エス東京は、平成8年1月に当社と合併いたしました。
3. 取締役候補者のうち、服部 太、安藤之弘の各氏は、当社出資比率51.1%の子会社である株式会社U S S 藤岡の代表取締役を兼任しており、当社と同社は、オートオークション事業について競業関係にあります。その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 社外取締役候補者とした理由
- ① 岡田英雄氏につきましては、元経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ② 林 勇氏につきましては、法律学者としての高い見識と幅広い経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ③ 真殿 達氏につきましては、経済学者としての高い見識と幅広い経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ④ 佐藤浩史氏につきましては、弁護士としての専門的見地および経営に関する高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について  
岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
- (4) 社外取締役候補者との責任限定契約について  
岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、各氏が社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるように、岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、400万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。当社は、岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏の選任議案が承認された場合、当社は、岡田英雄、林 勇、真殿 達、佐藤浩史の各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

以上

## 電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合のお手続きについて

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。  
なお、システムに係る条件等は61頁の「システム環境等」をご参照ください。（インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となりますので、ご注意ください。）
2. インターネットによる議決権行使は、平成20年6月24日（火）午後5時までで受付いたします。
3. 議決権行使書用紙のご郵送とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. インターネットによつて、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金および通信業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

#### 当日株主総会にご出席の場合

- ・議決権行使書用紙のご郵送またはインターネットによる議決権行使は不要です。

#### 当日ご出席願えない場合

- ・議決権行使書用紙をご郵送される場合は、インターネットによる議決権行使は不要です。
- ・インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙のご郵送は不要です。

なお、当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

#### システム環境等

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

#### パーソナル・コンピュータを用いる場合

- (1) 画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

ア. Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2以降

イ. Adobe® Reader® Ver. 4.0以降（株主総会招集ご通知や事業報告をインターネット上でご覧にならない場合を除く）

※Microsoft®およびInternet Explorerはマイクロソフト社の、Adobe® Reader®はアドビシステムズ社の、それぞれ米国および／または各国での登録商標または商品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- (3) なお、インターネットの接続に、ファイアウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、各々のシステム管理者の方にご確認ください。

<パソコンの操作方法に関するお問い合わせ先について>

- 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

TEL 0120 (65) 2031 [フリーダイヤル] (受付時間 土日休日を除く 9:00~21:00)

その他のご照会などは、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター

TEL 0120 (78) 2031 [フリーダイヤル]

(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)



メ モ

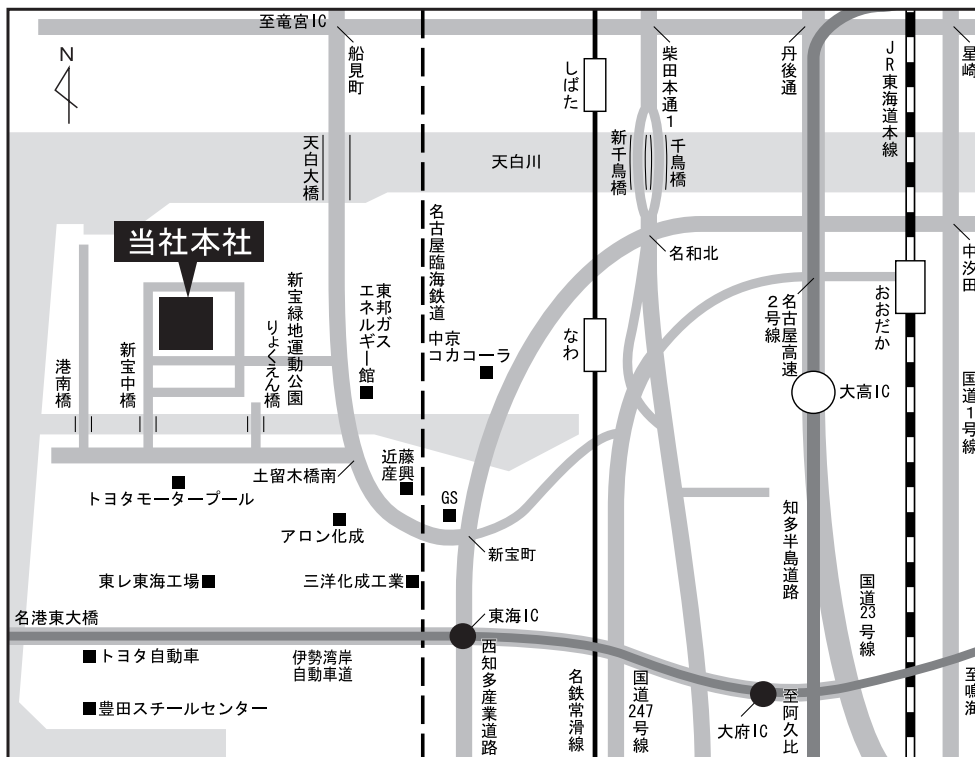
A series of 20 horizontal dotted lines for writing.

## 株主総会会場ご案内図

会場 愛知県東海市新宝町507番地の20

当社本社（当社名古屋会場）

電話 (052)689-1129



### 交通のご案内

名鉄常滑線「名和（なわ）駅」下車タクシーにて約10分

JR東海道本線「大高（おおだか）駅」下車タクシーにて約15分

なお、上記各駅よりそれぞれ午前10時00分と10時30分に出発する送迎車を用意しておりますのでご利用ください。

お車でお越しの方は、当社駐車場をご利用ください。